

## 各国における BSE の現状

この資料は、リスク評価の準備段階での議論のため、各国における BSE の現状について、これまでに入手した限られた情報をもとに整理したものであり、今後、リスク評価を実施する場合には、必要に応じ、あらためて関連情報について調査を行う必要がある。

### 概要

#### 輸入実績（13 カ国毎の輸入牛肉等の輸入量）

- 財務省「日本貿易統計」によれば、我が国が平成 15～17 年度で牛肉を輸入した実績のある国は、米国・カナダを除くと 13 カ国である。平成 17 年度の輸入量で見ると、オーストラリア（406,218.3 トン）が最も多く、輸入量全体の 88.7%を占め、次いで、ニュージーランド（39,778.6 トン；8.7%）、メキシコ（7,426.2 トン；1.6%）、チリ（2,679.7 トン；0.6%）などの順となっている。
- これ以外に、牛肉関連調製品（牛肉等の合計重量が全重量の 20%を超えるもの）として、平成 17 年（暦年）には中国から 10,248 トン（野菜等を含む総重量。うち 5,250 トンはハンバーグや牛丼等の具材）、オーストラリアから 7,775 トン等が輸入されている。

#### EFSA GBR 評価

- 欧州食品安全機関（EFSA）が行った地理的 BSE リスク（GBR）評価において、GBR とは、「ある国のある時点における、臨床的及び前臨床的に見た場合の BSE に感染した 1 頭あるいは複数の牛が存在する可能性の高さを示す定性的指標」とされ、GBR レベルは ～ に分類されている。
- 13 カ国のうち、EFSA による GBR 評価を受けた国は 12 カ国であり、それぞれの GBR レベルは以下の通り。
  - ：可能性はほとんどない...オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ、パナマ、アルゼンチン
  - ：可能性は低い、排除されない...コスタリカ、ブラジル、ノルウェー、ニカラグア
  - ：可能性は大きい、確認されていない、あるいは低いレベルで確認されている  
...メキシコ、チリ、ハンガリー
  - ...高いレベルで確認されている...なし
 なお、中国は GBR 評価を受けていない。

#### 家畜衛生条件や輸入自粛の内容

#### 【第 38 回プリオン専門調査会資料 2-6 参照】

- 日本は、13 カ国のいずれの国からの牛肉等の輸入であっても、食品衛生及び家畜衛生の観点から以下のことを求め、検疫所において確認を行っている。
  - ・対日輸出施設、牛肉等が由来する牛、と畜牛に対する家畜衛生条件
  - ・輸入者に対する特定危険部位（SRM）の輸入自粛（平成 16 年 7 月 30 日、食安監発第 0730003 号）
  - ・牛肉等について、輸出国の発行する検査証明書などにより、家畜の伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められること 等

- 以上に加え、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンに対しては、それぞれ異なった BSE 関連の家畜衛生条件が課されている。

#### **BSE 対策（飼料規制、サーベイランス、と畜処理のプロセス等）**

- 我が国が牛肉等を輸入する 13 カ国について、これまでに入手した、限られた情報をもとに整理すると、BSE 対策に関する各国の取り組みは以下の通り。

##### **飼料規制**

- 13 カ国全てにおいて、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与が禁止されている。
- オーストラリア、チリ、パナマ、コスタリカ、ブラジル、ノルウェー、アルゼンチン、ハンガリー、ニカラグアでは、更に厳しい規制（ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止等）が導入されている。

##### **SRM の利用（レンダリング）**

- 中国においては、持ち合わせている情報によればレンダリングは大規模には行われていないと推測されるが、限られた情報であり、今後調査する必要がある。
- 中国以外の国では、レンダリングが実施されており、そのうち、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、ノルウェー、アルゼンチン、ハンガリー、ニカラグアでは、全ての又は多くの SRM・死廃牛はレンダリングには回らない（もしくはレンダリング後に焼却処分される）とされている。

##### **サーベイランス**

- バヌアツ、パナマは、サーベイランス体制は整っていない。（ただし、パナマは、臨床的に BSE が疑われる牛について検査実績はある。）ニカラグアでは、パッシブサーベイランスのみが行われているが、検査頭数も限られ、診断方法等に関する情報も少ない。その他の国は、サーベイランス頭数や検査方法等に関して GBR 評価報告書からある程度の情報を得ることができる。
- 検査対象は、どの国も主に高リスク牛が中心であり、健康牛を対象としている国は少なく、また対象としていても少数である。

##### **と畜処理のプロセス**

- オーストラリアを除き、どの国に関しても食肉処理に関する情報はほとんど得られていない。